

第三十二回 参議院大蔵委員会會議録第十四号

昭和三十四年三月六日(金曜日)午後一時五十八分開会

委員の異動

本日委員井上知治君及び小酒井義男君辞任につき、その補欠として田中啓一君及び島清君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 加藤 正人君
理事 土田国太郎君
山本 米治君
大矢 正君
平林 剛君

委員

江藤 智君
木内 四郎君
迫水 久常君
田中 啓一君
西川甚五郎君
廣瀬 久忠君
宮澤 喜一君
小笠原三九郎君
島 清君
樺 繁夫君
野溝 勝君
杉山 昌作君
政府委員
大蔵政務次官 佐野 廣君
大蔵省主計 小熊 孝次君
局法規課長 賀屋 正雄君
大蔵省管財局長

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員

説明員

宮内庁管理 本郷 定男君
部管理課長 池田 弘君
大蔵省管財局接 清野 保君
収買金屬監理官 杉田 隆治君
農林省農地 曾田 忠君
局建設部長 川局次長
水産庁漁政課 建設省河
漁船保険課長

本日の会議に付した案件

○国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○特定多目的ダム建設工事特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○接收貴金屬等の処理に関する法律案(内閣提出)

○委員長(加藤正人君) これより委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

君、井上知治君が辞任されて、その補欠として島清君、田中啓一君が選任されました。

○委員長(加藤正人君) まず、国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件を議題といたします。

○大矢正君 これは、これ自身、例年ほとんど皇室財産がふえるたびに出てきて、国有財産法で三百万円以上云々という形で規定されている問題です。特段、取り立ててこのことについての可否を論ずる気はないのですが、前もこの委員会でする議論があったと思うのですが、今の皇居を開放するか否か、そうしてイギリスのように、宮殿を作って集約をする必要があるのじゃないかという強い意見があった。それに対して、宮内庁からも、現在のところそういう点について検討している段階であるというふうなことをお答えになつておられるわけでありまして、きょうは宮内庁の方でなにかお見えになつておられるはずだから、もしその後の経過について何かお考えがまとまった点があったら、この際参考のために伺わしていただきたいと思います。

○説明員(本郷定男君) お答えします。先般来いろいろ宮内庁長官以下がお話を申し上げている以上に、別に具体的なものも進んでいないのであります。やはり、東地区と申しまして、先

年も当委員会の方々の御視察を願った東地区と申しております方面でございますが、ああいう方面につきましても、今後、必要な皇室用財産の所在しておる部門など、それからその他整備する必要があると認められる建物などにつきましては、今後どうするかということにしまして、かなり土地の整備をいたしまして、一般にもっと自由に国民に利用ができるようにということ

を計画をしておるわけでございまして、先年、当委員会でもいろいろ御承認願いました東地区に、皇居参観者、毎月数万の国民が皇居に御参観になる際、御休憩所というものが非常に不完全であるというふうなことから、三百坪ばかり、そのほかその周辺を非常に美しく庭園化しまして、今年から、この一月から使用いたしておりまして、こういふような土地の整備、建物の整備をはかって、多くの国民の御利用に供するということにまず着手をいたしておりますが、こういふような意味合いで、いろいろ従来から雑然とした建物のあるものも順次これから改革していききたい、このように思っております次第でございます。

○大矢正君 あなたも御存じのよう

に、最近新聞なんかでは、特に皇居を移して、今の皇居の跡を開放すべきじゃないかというふうな意見が出た。またこれに対する反対の意見があったりして、ある時期には相当新聞などにおいても議論が多かった問題なんです。宮内庁としては、こういうふうな国民の間における議論というものを真剣に取り上げたことがあるのですか。

○説明員(本郷定男君) そのことにつきましては、本年から、皇居の宮殿の再建という問題とからしまして、宮殿造営審議会というものが開かれる予定になっておるようでございますが、このことにつきましても、十分この審議会に諮りまして、議論の帰趨をわれわれもキャッチしたいと思っておりますが、いろいろ御意見の点は、いろいろの資料でわれわれも随分検討いたしておるわけでございまして、今のところ、先般も長官からも御回答があったようでございますが、皇居の再建というふうな問題は、皇居を移転するというようなことについては、今のところ別に考えていないというのが宮内庁の意見でございますが、そのほか、その土地を合理的に利用するというような問題、あるいは開放するにつきましても、どう問題を把握しているかききな

らぬかということにつきましては、関係筋で熱心に研究いたしておるわけであります。それに対する決定的結論というものはまだ出ておりません。

○大矢正君 どの程度のものかわから

ないのですけれども、新聞等がやはり大幅にこの皇居開放問題等について取り上げていっていることは、そういう声が国民の中にあるということですから、必ずしも開放するかしないかは別問題としても、そういう議論に対しては、宮内庁としても答える意味において、審議会に対する答申事項として、皇居の開放とか、また移転等を、総体を含めて、まあ意見を出させるような方向に私はすべきじゃないかと思うのですがね。それは必ずしも、その結果開放すべきであるとか、あるいはしない方がいいとかという限定された結論をもってやる場合じゃなくて、やはり国民に対して、確かに国民の一部からそういう声が出ていられるけれども、しかし、今日の段階では、まあこういうような理由もあるから、この際当分の間はそういう点についてはまあやめた方がいいじゃないかというように、やはり答えてやる必要性があるのじゃないですかね。そういう意味では、どうですか、審議会などに諮問をする考えはありませんか。

ある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(加藤正人君) 御異議ないと思えます。

これより採決に入ります。国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件を問題に供します。本件に異議ない方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員(加藤正人君) 全会一致でございます。よって本件は、全会一致をもって異議ない議決いたしました。

なお、諸般の手續等につきましまして、先例によりまして、これを委員長に御一任を願いたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(加藤正人君) 御異議ないと思ひます。さよう決定いたします。

○委員(加藤正人君) 次に、特定多目的ダム建設工事特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は御発言を願います。

○大矢正君 この法律案そのものは、別に悪い法律じゃないし、特段取り立てて絶対反対という立場もないのですが、ただ、私考えてみて、こういうことは前の会計法を作るときにすでに考えられたことではないかと思うのですが、それが今日やと一部改正で提案をされるというのは、どうもまあ理解ができないので、大蔵省の人々や、直

接これに携わる建設省の人々の思慮の浅さから、今日までこういうものに気がつかなかったのかどうか、この際一つ、念のために聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(小熊孝次君) ただいまの御質問、まことにごもっともな御質問でございます。ただ、この特別会計は三十二年度からできたわけでござい

ますが、三十二年当時におきましてはそういうことが一応予想されなかったという事情がございます。それで、この当時でできた特別会計といたしましては、同時にできたのは特定土地改良地改良特別会計で、この特定土地改良特別会計におきましては、これは受託工事というものができるように当初からなっております。この特別会計と、それから特定多目的ダム特別会計というものは同時に提出されたわけでござい

ますが、一方の方は、その当時予想されなかったものでございすから、まあ受託工事というものを入れないで進んだと、こういうような経過になつておるわけでございす。

ところが、三十三年度におきましてそういう必要性が生じまして、そうして事実上の問題といたしまして、そういう本体の工事と密接不可分な受託工事というものが出て参つたというよう

な関係もございまして、そうして一応歳入歳出外として処理してやつておるわけでございす。このやり方は、結局、ちょっと御説明にわたる次第でございますが、一応工事の請負業者は特定の業者と契約を結ぶわけでござい

ますが、その場合、受託工事に相当する部分につきましては、その委託者に相当する者から直接金を支払う、こういう

う形で事実上処理したわけでございす。ただ、そういたしますと、工事の設計監督というようなものはやはり一体としてしないと、こういう性格の工事でございますから、適当でないわけ

でございます。そういうような関連もありまして、御指摘のように、おくれ

ばせではございますが、今回特別会計法を直しまして、はつきり受託工事ができると、こういうことになりました

て、そうして工事の一体的な円滑な遂行に資しよう、こういうことで御審議を願つておる次第でございます。

○大矢正君 あなたは、私の質問の答弁でなくて、どうもはぐらかしておるようだけれども、前の法律案そのものを

出すときには、こういうような受託工事に対する会計の内容は明らかにすべきであるとした方がいいという考え

方はなかったのですか。

○政府委員(小熊孝次君) その点は、先ほど触れましたように、その当時としては一体として処理しなければならぬというような実態がない、こういう

ような予想のもとに進んだわけでございす。

○大矢正君 この受益者の負担金と、それから委託者の受託工事についての納付金の問題ですが、これは仕事をす

る前に納付金や負担金というものを徴収するの、事業が完成をして、そうして引き継いだあとに受託工事費を納入させるのか、あるいは受益者の負担金を納入させるのか、この両方についてお答えをいただきたい。

○政府委員(小熊孝次君) ただいまの御質問でございますが、工事をやります場合の資金繰りの問題になると思ひますが、受益者負担金あるいは受託工

事の場合の納付金につきましては、これは工事の進捗に応じてなされます場合は、支払いに支障のないように納付してい

ただ、こういうことでございす。これは、この特別会計法の建前からい

たしまして、これは工事別の支払い元を設けまして、そこに一般会計の負担金あるいは地方負担に見合うところ

の借入金、それから受益者負担金というようなものをいれましてそれによつ

て業者に対する支払いというやうなもの

がそこから出て参るわけでありますから、その一つでもおくれま

すから、その一つでもおくれま

すから、その一つでもおくれま

すから、その一つでもおくれま

すから、その一つでもおくれま

すから、その一つでもおくれま

すから、その一つでもおくれま

すから、その一つでもおくれま

すから、その一つでもおくれま

すから、その一つでもおくれま

すから、その一つでもおくれま

すから、その一つでもおくれま

すから、その一つでもおくれま

すから、その一つでもおくれま

すから、その一つでもおくれま

すから、その一つでもおくれま

すから、その一つでもおくれま

すから、その一つでもおくれま

ますが、その工事の進捗がおくれるという事は当然な事になります。で、従いまして、電気会社の方としても計画があるわけでございますから、それはなるべく努力をして納めると、こういうことになると思います。また、そういう建前にいたしませんと、取水口の工事はできた、しかしながら納付金を納めない、委託の納付金を納めない、こういうようなことになっては非常に困るわけでございますので、そういう建前で進んでおります。

○大矢正君 それは、あなたの言うのは原則論だから、原則論はわかるんだけれども、法律の解釈はどうかということになれば、それはそういう解釈が出るかどうか、私の質問はそうじゃなくて、こういう法律があるけれども、事実において地方自治体あるいはまたその他電力会社という事業体や団体が頼んで、委託をして、工事をやってもらっているのだが、実際に金が払えない。特に、地方自治体なんかの場合には赤字が多いので、かりに道路をつけてもらうような場合について、なかなかそれが財政上困難であるというようなことで、事業は進捗するけれども、それに付随した金の支払いが困難だという場合には、もうきつとそれ限りでもって仕事をやめちゃうのですかとかというのを聞いています。納付された金額だけの仕事はやるけれども、納付されな部分の仕事をとめちゃうのかどうかという、そういう具体的な、現実的な問題を聞いています。

○政府委員(小澤孝次君) まあそういうことはあまりないとは思いますが、けれども、そういう場合が起った場合にどうするかという問題でございしますが、そういう場合には、業者が仕事を進めていくかどうか、金の支払いは行われなければならない、請負業者なら請負業者が仕事を進めていくかどうか、こういう問題が出てくる、こういうことになると思います。業者がいたしまして、前金払いをいついつにしますというようなことで進んでいるわけでございしますが、しかしながら、納付金が納められない、あるいは納めないといったような場合におきまして、請負業者側といたしまして、まあ若干おくれるも仕方がないということでは仕事をどんどん進めていくか、あるいはそこで払ってもらえないからということで仕事をストップするか、こういうような問題で、まあお互いに話し合いをして、どう解決するかという問題になるだろうと思います。

○大矢正君 あなたの言っているのは、この法律を作る前の話ですよ。この法律を作る前に、業者と委託者との間にいわゆる決済が行われている段階では、これは確かにあなたの言うことはその通り進むかもしれないけれども、この中に今度は特別会計というものが法律のもとに作られて、そうして国がその間の収支を整理するということがなつた場合には、結局、工事の委託者と業者との関係は、結局、その間に国が介入をするのですから、結局、直接業者との話し合いは国対業者ということになるのでしょうか。その場合にどうなのかという問題なんです。

○政府委員(小澤孝次君) その場合には、国といたしましては、業者対国の問題でございしますので、これはあくまでも債務を履行するというところでござい

いますから、支払わなければならぬ。しかしながら、国としてはその受託工事の方の勘定に納付金が入っていないければ会計法上は支払うことができない、こういうことで、これを支払うということは会計法上はできませんから、それです。それを支払うということができないという事になった、業者に対する関係では債務不履行の問題が出て参ります。しかし、それかといって、会計法上の規定に反して小切手を切るというわけには参りませんから、そこで進退きわまる、こういう問題が出て参りますので、従いまして、国側といたしましては、確実に委託者が払えるというような保証のもとに受託工事をやる、こういうことにせざるを得ない、こういうことになると思います。

○大矢正君 かりに業者と国が工事の取りきめをする場合に、着工するときには幾ら、それから途中で幾ら、それから最終的に完成して引き渡すときに何分の一と、こういうようにして、いわゆるこの工事を直接やるのは国と業者との間なんだから、だから、国と業者との間に当然支払いの取りきめが行われるのだから、ですから、左の方から入ってこないという国が業者に金を払わないという事は現実にはできないでしょう。だから、それをどうするのかと聞いています。

○政府委員(小澤孝次君) そういう場合には、一応受託でございしますから、これは大体におきましてまあ私法的な関係だろーと思ひます。従いまして、そういう場合になりますと、どうしても相手方が約束したものを払わないと、こういうことになりまして、これはま

あ訴訟で取るとか、そういう方法で取るよりほかにないのだらうと思ひます。これは分担金とかそういうものでございまして、この多目的ダム法にもございまして、この強制徴収の規定がございまして、滞り処分でやる、こういう方法も許されておりますが、一応受託という事でございしますので、それにつきましては、ただいま申しましたような方法によって最終的には解決せざるを得ない。従って、国側としては確実にその委託料を取れるかどうかという事を確かめた上、しかもその支払いに對業者との関係で国側が債務不履行を起さないように、そういうような配慮を払いながらこの手続を進めていく、こういうよりほかに仕方がないんじゃないか、こういうことでござい

○大矢正君 この法律をわざわざ改正をして、業者とそれから仕事をしてもらいたいというば地方団体その他の、従来までのいわばやり方では、いろいろと債務の不履行というような問題も起るから、国がこれを特別会計の中でやることによってある程度債務に対する裏づけができるのだから、だから、そういう意味では、工事が片ちゃんばになつて、さっきの話じゃないけれども、堰堤はできたけれども取水口ができないから、完全な発電能力が生まれてこないというような事態が起らないだらうか。だから、そういう意味では、この法律の改正によって、従来まで行われていたようないわば工事を委託する者と業者との直接取引、取りきめじゃなくて、国がやるようにすればいいんじゃないか、こういう思想の

とにこれはできたのじゃないでしょうか。

○政府委員(小澤孝次君) ただいま先生のおっしゃいましたように、やはり時期的なことが生じたり、それから一体として監督し施工しなければならぬものが特に分れるということによって、全体としての姿が、でき上りがうまくいかない、こういうようなことのないようにしよう、こういう配慮からできているわけであります。

○大矢正君 そうだとすると、あなたは理屈一点張り、債務の不履行とか何とか言うけれども、事実の問題においては、工事を依頼した側の方で金を払わない場合でも、工事を請負った業者に対しては国が立てかえて金を払わなければならぬという事があるのじゃないか、こう僕はさつきから聞いています。

○政府委員(小澤孝次君) 立てかえて払うという意思は別にないのでございまして、結果として、たとえば前金払い、全額最初に取りつてしまひまして、工事の進捗のいかんにかかわらず委託のときに全額を、委託料全部を払ひしてやるか、あるいは業者との関係で前払いなり何なりしなければならぬというような場合には、その時期に即応して取っていくかという、問題は二つあると思ひます。絶対確実な方法といたしましては、委託契約を結んだときに全額取り上げて、そうしてそれを受託工事の勘定の中へ入れておきまして、それで国の方がその状況に應じて、業者との支払い関係の債権、債務の關係に應じて払っていくという方法、これが考えられる。そういういたしますれば、これは一番確実な方法だと思ひま

す。しかし、地方団体等にしてみましても、従来の建前から申しますと、この業者に金を支払う場合におきまして、これはやはり出来高に応じて払っていくという条件よりも非常に酷になるわけでありまして。そういたしますと、大体われわれの考えておりますのは、これは具体的に受託の場合の条件をきめる場合、建設省と御相談しまして、具体的なきめなければならぬと思ひますが、やはり大体従来と実情は変らないような程度で、そうして業者との関係で支払いをする場合にそれに応じて納めてもらう、こういうのが大体筋じゃないか。ただ、そういう建前をとりますと、ただいま先生がおっしゃいましたように、じゃ、そのときに払わなかったらどうするかという問題になりますと、結果といたしまして立てかえという問題が出てこないかという、こういうお話でございますが、しかし、その場合でも、会計法の建前としては、業者に対する関係では国が債務支払いの処理ということになります。が、会計法上は小切手を切るわけにいかぬ、こういう事態が出て参ります。そういうことになっております。

○大矢正君 だから、そういうことになると矛盾が起きてこないですか。必ず一つの矛盾に僕は直面すると思うのですよ。さらに、その工事のいわゆる実施については国が業者と行うのですから、この面では明確に債権、債務というものが発生をしているのでしよう。ところが、会計法自身ではそういうものを負担する何ものもないというところになった場合に、そこに矛盾が起きてこないか、私はそれを心配するのです。

○政府委員(小澤孝次君) ですから、そういう場合には矛盾が起つて参りますので、実際の取扱いといたしまして、一時にその委託をしたら全部完全に、委託契約をしたときに払えというのには非常に酷になる、こう考えますので、その進捗状況に即応いたしまして円滑に支払いが行い得るように、やはり事前に十分話し合いをつけて、そしてやっていくということにならざるを得ないだらうと思ひますが、ただ、そこにはどうもやはりどうしても危ないという場合であれば、これはやはり事前に相当の金額を納めさせて、そして受託工事の勘定にプールしておきまして、そうしてそれから払っていく、こういうことにせざるを得ないと思ひます。

○小笠原二三男君 私、じゃあ一つ例をあげて、どういう支払い関係になるのかお尋ねしたいのですが、ここにしておるのを見ると、二級国道ですが、大船渡・本荘線、これが関連事業でやられるようですが、このダムは石淵ダムだと思ひます。ところが、石淵ダムは数年前にもう完成しておる。それなのに、このダムにこの二級国道がなぜ関連事業として成功しなければやっけないのか、この理由をまず承わりたい。

○政府委員(小澤孝次君) ちょっと、具体的な内容ですから、建設省の方からちょっとお答えしていただきたいと思ひます。

○説明員(曾田忠君) お答えいたします。今の資料に出ております国道大船渡・本荘線道路改良工事、これは湯田ダムに関連いたしまして……

○小笠原二三男君 湯田ダムですか。

そうすると、湯田ダムに関連して、五千六百五十万円の三十四年度の仕事をすか、その道路は道路特別会計の方とは関係がございせんか。

○説明員(曾田忠君) この線は、ちょっとはつきり覚えておりませんが、道路の補助事業として補助が別についておるのじゃないかと思つておりますが、そういたしますと、道路特別会計に關係があると思ひます。

○小笠原二三男君 それで、この多目的ダムの特別会計と道路特別会計と、どういふふうなその預金部資金が運用されておるのか。具体的な一つの対象に対して、片方の会計も使われ、片方の会計も使われるということになるのじゃないですか。

○説明員(曾田忠君) 道路特別会計におきまして、補助事業でございまして、特別会計から国の補助金が出るわけでございます。実際の工事は県の工事に参りまして、県からこの特別会計が委託を受ける、そういうことになっております。

○小笠原二三男君 そこをもう少し丁寧に、私の込み込みが悪いものだから、お聞かせを願ひたいと思ひます。そうすると、このダム特別会計に道路特別会計から回った金が、ぐるぐると回つて県から入つてくると、こういうことですか。

結局、何と申しますか、起債なら起債を求める、その分を道路特別会計が立てかえる、預金部資金の方からそういうような形があるのじゃないですか。そうしてあとから金は県が納付する。そういう金が多目的ダムの特別会計の方にどういふふうに入るのか。

○説明員(曾田忠君) 多目的ダム特別会計は直轄事業だけでございまして、道路の特別会計におきましては、直轄事業と補助事業の国費負担分、従いまして、今先生がおっしゃいました点は、直轄事業につきまして、その直轄事業の地方負担分、補助事業でございまして……話が違つてくると思ひます。

○小笠原二三男君 それでわかりました。もう一つこの際、ほんとうは政務次官にお尋ねすればいいところですが、一応法規課長に伺つておきますが、この道路でも、多目的ダムでも、去年も道路特別会計の法律案が出た際に問題にもし、予算委員会でも問題にしたのだが、県の負担金納付ですね、その利払いの關係ですね。特別会計は安い金利の金を使つてやつておるのに、県の借りたのは高い利子のを借りて、高い利子だけで特別会計の方へ払う。こういう形になっているのがどうにかならぬか、特別会計がよけいに取り過ぎるのじゃないか、この問題について論議があつて、建設大臣と。今後総体的な問題として考究しますなどといういい加減な答弁をしておつたんです。が、何ら検討していないんですか、不合理だということにならぬのですか。

○政府委員(小澤孝次君) 私、直接担当しておりませんが、その場合、私の伺つておりますところでは、建設省、

それから自治庁、大蔵省と検討を續けてまして、あの問題は三十三年度に起きた問題でございますから、これから三十三年度の分につきまして……地方債の納付というのは三十四年度の初めに付されますので、それに間に合うように今検討いたしているということをして伺つております。

○小笠原二三男君 そうすると、三十四年度のやつは三十五年度の支払いになるんですが、なおのこと、この問題については何らかの結論を得られるものと期待しておつていいわけですか。

○政府委員(小澤孝次君) 何らかの結論は出るというふうには考えていただいてけっこうだと思ひます。

○小笠原二三男君 理論的には不都合であるという認識は一致しているんですか。

○政府委員(小澤孝次君) 理論的な問題でございますが、これにつきまして、は、直轄でやつた場合に、地方の負担金を地方債で納付する。こういうものはこの道路だと、そのほか特別会計関係以外にも、一般会計でもございまして、ですから、六分五厘……そのものが高いか低いかという問題は別といたしまして、その特別会計が借入金金を六分五厘で、そして六分五厘の負担金をとることはどうか、こういう問題があるわけでございます。一般会計では借入金金をやしませんで、直轄をやつて、そしてその負担金を六分五厘の地方債でとつてゐる、こういう問題があるわけでございます。私の伺つてゐるところでは、そういう理論的な問題というよりは、地方財政の状況を考え、どの程度まで歩み寄るかというこ

とが焦点になっているというふうに私は伺っているのをごさいます。

○小笠原三三男君 佐野政務次官にお願いしておくんですが、いつの委員会でも、早晩結論を得られたら、その件についてお知らせをお願いしたい。

○政府委員(佐野廣君) 承知いたしました。

○野瀧勝君 農林省の係官が来たところでお伺いすれば、私の質問せんとする点が非常に便宜だと思いますが、まだ見えません。それでは、その際にまた重複するようでごさいますけれども、関連して質問することにいたしまして、最初に河川局長さんの方から願いたいと思ふんです。

昭和三十三年、特定多目的ダム法がもとでございますけれども、右多目的ダム法ができるときに、私はあらかじめ、警告を申しては失礼でございます。注意を促しておいたわけです。と申しますのは、この多目的ダム法というものは、従来の河川法ではなかなか複雑な事態が起つてきて処理できないから、今後の運営上、河川法はこれを廃し、この多目的ダム法にするという建前で説明をされたわけですが、しかし、今日この多目的ダム法ができ、それに関連して、ただいま議題になっております特別会計法とからんで、経理負担等で問題が起つておるのでございす。とりあえず、このダム法に関連して問題の起つておる箇所が何件ぐらあるか、この際一つ当局からお答えをお願いしたいと思います。もし、あなたの方で何もないと言ふなら、私の方から申し上げますけれども……。

○説明員(曾田忠君) お答えいたしますが、どういふ点で問題になっておる

かという点が……。ちょっとお教え願いたいと思ふのです。

○野瀧勝君 もっとさくばらんにいえば、農林省の係官が来てからの方がいいと思ふのですが、負担金の問題で各地に問題を起しておるのです。たとえば、山形県などにおいても県会で問題になっておるし、富山県なんかにおきましては、黒部溪谷のダムの問題で、射水郡で問題になっておるし、私の長野県等におきましても、まあ一部問題になっておる。それから愛媛県におきましては、先般道前道後の農業改良区につきまして、大きな問題が起つております。こういうふうな負担金の問題について紛糾しているのですが、これはおもに農林省当局の方がおわかりになっておると思ふので、その問題は、農林省の係官が来てから、お答えを一緒に願ふことにいたしまして……。

最初にお尋ねをしておきたいのは、私は、この多目的ダム法ができるときに、一体それを対象とするものは何かという質問をしたときに、その点がどうも明確になっておらない。この法律から見ると、農民には関係があるようないふような、あいまいなものでございまして、ただ用水の問題等において、受益者負担をしなければならぬと解釈される危険性がございす。その点を尋ねたところが、それはさうなことになるという答弁でございまして、この点、一体農民に對しましては、どういふ点が具体的に負担の対象になるのか、この際一つ明らかにしていただきたいと思ふのです。

○説明員(曾田忠君) お答えいたしますが、多目的ダムの目的をいたしまして

は、洪水と、それから発電、農業水路、あるいは工業水路、上水道、用水、そういういろいろございす。が、今お話しした農業につきましては、負担金の問題でございす。御存じのように、発電あるいは工業用水、上水道等につきましては、受益者負担金をとっております。しかしながら、農業用水につきましては、原則といたしましては負担金はとっておりません。これは簡単に申し上げると、不特定多数の人の利益になる、そういうわけでございまして、受益の算定が困難になる、そういう意味におきまして、原則といたしましては、多目的ダムの建設については農業関係の負担金はとっておりません。

ただ例外といたしまして、特定の専用施設、つまりダムから特別に水路を開きまして、ある特定の土地だけにのみきまして灌漑用水を供給するという場合におきましては、普通の場合に計算いたしました受益金の大体十分の一と、その程度のものは負担金としておろす。これは土地改良区におきまして、御承知のように、農林省所管の灌漑用水のみのダムを作る場合におきましては、土地改良区に大体二割程度の負担金をとっており、それと同じような思想に基づきまして、納付されておるものでございす。

○野瀧勝君 私は前回も、今あなたの答弁のように解釈しておつたので、これじゃ農民負担はたまたぬということ、当時河川局長に質問したときに、河川局長の答弁の中には、専用施設を設けた場合でも、現在工事中のもの及びすでに実施中のダムについては農業

の受益負担をとらないと、こういう答弁をされておる。そうすると、あなたの言われた今の答弁は、局長答弁と違ひまして、理解できない点が出てくるのですが、この点はどういうふうに一体割り切つていのか、この点一つ具体的ににお答え願ひたいと思ひます。

○説明員(曾田忠君) お答えいたします。ただいまは特定多目的ダム法の原則を申し上げたわけですが、これは、契約金といたしまして、ただいま先生のおっしゃいましたような現在工事中のものにつきましては、ただいま申し上げました十分の一程度の負担金をとるといふ規定は適用しない、そういう文法になっております。

○野瀧勝君 そうすると、私はもっと具体的に伺ひたいが、かような場合はどうでございすか。山形県で問題になった赤川水系、公共事業負担として県会の問題にもなりました。しかも、荒沢ダムの場合、農民が利益するような灌漑水路など、いわゆる専用施設が設定されておらないのです。従つて、幾ら河川法、もとの二十九条ですね、規定してあったとしても、直ちに受益者負担として農民に課するということとは、これは不可能なことじゃないか、それが一体どうして農民に負担をかけるのかというところが問題になっておるのでございす。これに對しては調査か、これは県の河川課の方から本省河川局の方に意見具申がありまして、照会がございしたか。あるいは、これに對して調査したことがございすか、したことがありませんか。その点一つお伺ひたい。

○説明員(曾田忠君) ただいまお話しした山形県の赤川の荒沢ダム、このダム

は昭和三十一年に竣工したと思ふのですが、だから、そういう何と云ふか、特定多目的ダム法ができたのは昭和三十三年でございまして、そういう問題はなかったかと思ふのです。

○野瀧勝君 次長さん、昨年の県会で問題になつてもめていたのですよ、山形県の県会。そこで、当局の答弁も慎重にやりたいと思ふという、中央当局と打ち合せて慎重に善処したいと思ふということでも、ダム設置は各町村に對し恩恵があるからというわけ、町村を相当勧誘したわけなんです。ところが、各町村はこんな十分の一になるような負担がやってくると思ふぬものだから、最初賛成したわけなんです。ところが、いよいよ特定多目的ダム法というものができたことによつて、莫大なる負担を負わされることになったので、びくびくして騒ぎ出したというところなんです。その問題が今なおずっと騒いでいるのでございす。あなたが、昭和三十三年前にすでにできておつたダムであるから、問題は無いと思ふと言ふだけでは、私は済まされたい。現実にはそういう問題があるのをごさいます。これは、私はきょうここでもう一回回答を求めたいわけではございせん。現実にはそういう問題があるのをごさいますから、一応山形県の方に至急問い合わせまして、そうして後日また私が質問をした際に、あなたからその結果をお答えいただきたいと思ふ。

○説明員(曾田忠君) 私もまだよく聞いておりませんものですから、十分に

調査いたしました。お答えいたしたいと、そういうふうに考えております。

○野瀧勝君 河川局長さんのおるところで、好都合だから、農林省の係官を呼ばれたのですか。

○委員長(加藤正人君) 今手配は済んでおります。

○野瀧勝君 それでは、関連がありま

○委員長(加藤正人君) では、本案に

○野瀧勝君 あと回しといつても、あ

○委員長(加藤正人君) きょうです。

○委員長(加藤正人君) 次に、漁船再

○大矢正君 これは大蔵省の方にお願

○大矢正君 けつこうです。

○政府委員(小澤孝次君) 漁船の特

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

て、提案理由とともに出してもらいた

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

○大矢正君 けつこうです。

保険におきましては一割でございます。

○政府委員(佐野廣君) 大矢委員のおっしゃいますのは、これ以上というお話かどうか分かりませんが、この再保険事業の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度の定めるところによって、一般会計から特別会計に繰り入れるという規定になつておりますが、大矢委員のおっしゃいますのは、現段階において繰り入れている以上に繰り入れるという御趣旨でございますか。

○大矢正君 それは、私の言うのは、もう固定して繰り入れる必要性があるということをおっしゃるわけですか。漁船再保険会計、それから乗組員の給与保険会計に赤字が生じたら、その部分についてどの程度繰り入れるという形じゃなくて、最初からもうそれに相当する金額を繰り入れていくという行き方はないのかということですか。

○政府委員(佐野廣君) これは、小澤課長から先ほど御答弁申し上げましたように、国際的ないろいろな事情から見まして、赤字になつた際に、その実情に応じて繰り入れるという方法をとつていくというふうな御答弁申し上げましたことと、御了承願えませんか。

○大矢正君 それはわかつています。だから、そういうことで変動があるというところはわかるけれども、その給与の内容の問題は別としても、固定したものはやはり年々きめて入れておく必要があるのかということですか。——それじゃ、それはいいですよ。

それじゃ、これからはずっと今のままでいくと。特に給与保険の関係は赤字が出てくるわけですがね。これはこのまま継続していくわけですか。そして赤字の部分は政府は一般会計から繰り入れをする、こういう方向をこれから継続されるわけですか。

○政府委員(佐野廣君) その問題につきましては、統一した見解がまだできておらないわけですが、逐年こうして赤字になつておられますので、現段階におきましてはそういう方法でやっておりますが、これが今仰せのように年々こうして赤字になつていく実情から見まして、これはそういうふうなことを考えなくちゃいけない時期が来るかと思ひますが、ただいまのところ、そういうふうなところまで考えておらない、こういう現状でございます。

○大矢正君 これは、比較的赤字になる原因というものは、保険の加入者が非常に少ないというところに最大の理由があるのか、国際情勢が反映をして、非常に拿捕をされる人々が多いというふうなことで、こういうふうに結局なつていくのか、この点、ちょっとお答え願ひたい。

○説明員(杉田隆治君) 保険は加入が多ければ多いほど危険分散ができるので、当然全乗組員が加入をするということになれば、もう少し赤字は少なくなると思うのであります。これは強制加入ではなく、任意加入のために、また、経営者の経営の内容によりまして、いろいろ入る希望の者もあるし、また危険の範囲に行かないところはなかなか大丈夫だろうというふうなもので出かけていく。それで、やはりつかまるというふうなことになると思います。これはまた強制加入ということになりまうと、これはまたちょっと矛盾

するのであります。国の方がそういうような危険海域へ出てゆくという結果になりますので、強制加入はちょっとできないかと思ひます。

それで、先ほど申しましたように、今の料率は普通の場合の四分の一の料率で定めておられますので、また、これが北海道方面では非常に零細な漁業者も多いのであります。この料率を上げるといふことはできません。やはり加入がたとえ相当多くなりましても、料率をそう下げるといふことはできないのじゃないかと思ひます。

○大矢正君 その最も近い三十二年度の給与保険の支払総額と、それから、その中に占める国の損失補てんとして一般会計からの繰り入れのパーセンテージは、どのようになつていますか。

○説明員(杉田隆治君) 三十二年度の再保険料は一千四百八十七万九千円、それから支払の再保険金が一億一千七百六十四万九千円ということになつております。

○大矢正君 そうすると、三十二年度の実績においては、もう圧倒的な部分が平常考えられる保険の性格のものじゃなくて、国のいわば裏づけによつて行われているわけでしょうか。そうすると、本来これ自身はもう保険の意味はなさないのでないですか。そういう点では、あなたの事務的な答弁ではむずかしいようだから、政務次官からお答えいただければ幸いなんです。

○政府委員(佐野廣君) 大矢委員の御指摘のようなことに現在なつてい

ようであります。一応今のところ、保険は保険として、一つこれをいろいろな状況の変化等もあることと思ひますので、一応保険は保険として考えていきたいというのが現段階でございます。

○大矢正君 その保険の性格というものがこの中で実際に現われていけば、確かに保険を継続するという考え方も納得いくし、それから将来料率の変更とか、あるいはまた国がきまつて一定の金額を補てんすることによつて裏づけができるか、あるいはまた、もつとせんでしめていけば、加入者をいろいろな条件によつてふやすことにより保険らしき性格を打ち出していかうかという方針が明らかであればいいんだけれども、そういうものが一切なくて、ただ保険だ保険だといつていけるのは、私は、非常に保険制度そのものの矛盾があるんだから、今のような制度は保険でなくて、いわば抑留された船員その他に対して政府がある程度、国際的な今の情勢から補償してやつていけるいわば補償的な性格であつて、保険的な性格はないのじゃないかと思ひます。

○大矢正君 そうだとすれば、保険だとかいって、ささやかな金をとつてどうのこうのしないで、明確にこの際、そういう抑留された者に対する給与の問題だけは切り離して、何らか政府が措置をするというところの方がいいのじゃないか。

特に、結局抑留され、拿捕されるといふことは、日本の国の現在の政府の、あなたの方の外交政策の矛盾がそういう形になつて現われているのですから、国交回復というものが完全に行われて、あらゆる国と、特にここに列挙

されたソビエト、韓国、中共等の間において条約上の取りきめができ、あるいはそれに基いて不法な行為が行われなければ、こういう問題が出てこないのですから、当然その段階においては、その部分だけは政府が切り離して責任を明確に負うのだという体制を作つてやるのが妥当じゃないかと、私は思ひますが。

○政府委員(佐野廣君) 大矢委員のきつめて示唆に富んだ御意見でございますが、保険はやはり保険料の問題等からんでくるわけでありまして、今のお話でございますと、かなり保険というものの根本的な性格の問題にも触れるじゃないかと思ひます。政府の施策が悪いというふうなお話でございますが、おしかりを受けたわけでありまして、この問題は、別途にたゞいまのところでは方途をいろいろ講じつてあります。抑留者に対してする手当等についてもやつておられるわけでありまして、保険という建前からいいますれば、これは現在のところ、この料率あるいはその他の問題について検討すべきものは十分検討を將來も続けていきたいと思ひますが、今のお話を全般的に見ますと、この保険ということから少しかけ離れた問題もあるように思ひます。従つて、保険としまして十分今後検討していくことにつきましては、御意見を尊重していきたいと思ひます。

○大矢正君 私の言つてゐるのは、今の日本の外交政策がまずいから抑留されている漁夫の人々が多いのですから、これは過度的な段階、一時的な現象といふべきだと思います。ですから、そういうものををつくらぬため保険

○委員長(加藤正人君) 農林省の係官が来られましたから、逆に戻りまして、特定多目的ダム建設工事特別会計法の一部改正の問題に入ります。

ど申し上げましたように、多目的ダム法におきまして、多目的ダム法ができました三十二年当時に工事中のものを

○野澤勝君　どうも、まとまった、承認していますというだけでは、これはお役人さんは通るのですけれども、直接農民は苦しんでいます。県並びに町村という下の方へ行くほど、なかなか問題が起って困っておるのですが、特に、私は多くの例を省略いたしましたので、一つ例を申し上げますから、それについてお答え願いたい。と申しますのは、愛媛県の道前道後の農業開発事業に対して紛糾しておること、御承知ですか。また、経過についてもあらかじめ御承知ですか、その点、一つお伺いしておきます。

○説明員（清野保君）　愛媛県の道前道後のダム建設につきましては、愛媛県当局、農林省の岡山農地事務局並びにダムの仁淀川の下流にありますところの高知県当局と協議をいたしまして、ダム建設に遺憾なきように仕事を進めておるわけでございますが、今の御質

で解決すればできるのじゃないかと思
うのですね。だれも、一万円やそこ
その金をもらったからといって、わ
ざわざ逮捕されに行くばかもない。
ですから、結局その程度の裏づけ、保
険金程度の裏づけをすることは、今の
予算の中でも可能なんだから、それは
切り離してやるべきだと思ふのです。
特にこの見舞金の中でも、保険の加入
者と非加入者との間に大きな見舞金の
金額上のアンバランスがあるわけだ
が、こういう点については、何か矛盾
は感じませんか。農林省の方はどう
ですか。

○説明員(杉田隆治君) 見舞金につき
ましては、保険へ加入している者は、
大体一人に対して一万円というような
ことになっておるのでありますが、保

除きまして、農業用水のために特定の専用施設を作る場合におきましては、十分の一度の負担金をとると申し上げたわけでございますが、補助事業につきましては、別段そのようなことがございませんで、いろいろ、どういう理由で山形の方で負担金をとるようなことになっておりますか、十分承知しておりますものですか、十分調査の上お答えいたしたいと、そういうふうにご考えております。

〔委員長退席、理事山本米治君着席〕

○野瀧勝君　建設部長さんにお伺いいたします。先ほど特定ダムに関係をいたしましたして、関連の質問をしておったのでございますが、農林省係官が見えないのでおくれたのでございますが、

問のありました地元の紛糾しておるという事実は、補償問題以外につきましてはあまり詳しく存じておりません。

○野澤勝君 昨年の年末に、愛媛県の周桑郡丹原町、小松町、壬生川町の農民が百数十名県当局に押しかけて、この施設計画が農民の承知ならぬやり方である、特に負担が反当り五千元もかかるというようなことでは、最初の計画と全然違うということで、大問題を起しまして、私どもも参つてたまたま県と折衝いたしましたので、ようやくその間を取りもつてきたのですが、それについて県当局の農林部長は、本事業は中央の農林省の方針であるから、この方針は推進するといふことを答えております。その際に負担金が五千元かかるというようなことについては、われ

1000

われは今さうにかかると思っておらぬが、この点はいずれ農林省とよく打ち合した上に具体的な数字を発表したいと思う、こういうことを言つてその場は逃げておられるのでございますが、その後において農林省との間に話が合ったと思うのでございますが、その負担金等についてはどういふような一休負担をかけるかとしておられるのか、どんな内容であるか、この際一つ具体的にお答えを願いたいと存じます。ここにおられる構議員も一緒に参りましたから……

○説明員（清野保君） あいにく詳細の資料の持ち合せがございませんので、詳しいことはお答えいたしかねます。が、道前道後の国営の農業水利事業につきましても、土地改良法によりまして、地元の三分の二の同意を得まして、法律に基くところの適否の決定並びに縦覧工事を行った上、それに對する意見をとつた上で着工する、こういうような段取りをいたしておるのでございます。

なお、反当農民負担が五千円、こういうようなものにつきましても、私、現在資料がございせんので、お答えできませんが、原則といたしましては、土地改良事業を施行する場合に、農民の負担の可能な限度ということを一応頭に置きまして、設計をいたしておられますので、それらの点につきましては、さらに取り調べた上でもつて、後刻お答えをしたいと思います。

○野澤勝君 清野さんの慎重なるお答えには、私、相当信頼を持てるのですが、しかし、そのお答えの中で、可能な限度というものがどの程度が可能な限度か、私にはわかりません。あなた

の考へておる可能な限度ということについてお答えを願いたい。

それから、第二の点は、もう約四カ月にもなつておるのですが、その点がまだよくわからぬというのは、これは黒河内農林部長はうそをついたということになるのです。まさか、そんなことを今ここで責める気になりませんか、それども、その点についてはさうくばらんにお答え願いたいと思ひます。

○説明員（清野保君） 農林省でもって国営工事または県営工事を実施する場合の採択の基準といたしましては、その事業に投資します投資額と、その地区から生まれますところの生産効果とをにらみ合せまして、いわゆる妥当投資額をはじきまして、その妥当投資額と、その事業の経費とを比較いたしまして、その比が一以上の場合にはこの事業は採択が可能である、こういうふうな判定をいたしておるのであります。

なお、妥当投資額を計算する場合に、作付増、いわゆる開墾をいたしますとか、あるいは従来からの畑を灌漑する場合に、その純益率を三〇数％に考へております。なお反収増、いわゆる土地に灌漑をいたしまして、土地から直接生産が上る、いわゆる土地に何ら加工を加えないでそのまま生産が上つてくるいわゆる反収増の場合は、その純益率を七〇数％に考へまして、その妥当投資額を計算するのが一般の例でございます。

従ひまして、その妥当投資額を計算する場合に、当然農民が負担し得る限度というものを勘案いたしましてやっておりますので、われわれとしましては、その事業の負担の範囲というものがあるが当然妥当投資額の中に入つてき

ておる、つまり、妥当投資額が事業費を上回つておる、つまり比率が一以上の場合には、一応農民負担は可能である、こう考へております。ただし、受益の限度というものが地区の事情によつて異なつております。つまり、旱魃を受け程度、水を補給しますその数量によりまして、受益の程度が違つておりますので、農林省といたしましては、土地改良法の地元の受益者負担に對しましては、そういう受益の限度に對して負担を課するように、そういうふうな指導をいたしております。

○野澤勝君 そうすると、こういう場合はどういふふうな調整されていくのございませうか。特定多目的ダム法によつて、大体一切がござい合せで、全資本の全部、すべての十分の一負担ということになっております。その負担と、今、農林省の方のその負担の取扱いについては、これは別個に妥当投資額を基準にして、それを可能な限度において負担をしてもらうというように私は受け取つてゐるのでござい

ますが、そういうと、その間の調節をどういふふうなやつていくつもりなのですか。農地灌漑ですけれども、そのダム法とのにらみ合せはどうやつていきますか。

○説明員（清野保君） 特定ダム特別会計によりまして、その農民負担は、先ほど建設省から申し上げました通り、農業関係に對しては一部の負担をして

おる、こういう事実がございませう。農業の場合には、御承知の通り、五割八分を国が出しまして、あとの四割二分を資金運用部資金から借り入れまし

て、その資金運用部資金によるところの返済を、工事完了後金利六分で十カ年間で返してまいります。ただし、その場合には、四割二分の借入金のうち、その半分、二割一分を地元つまり農民が負担し、残りの二割一分を県が負担しておるというのが一般でござい

ます。ただいま御質問になりました、ダム特別会計との関連についての御質問でございませうが、農林省で、従来からい

わゆる受益者負担といたしましては、そういうような方向をとつて参つたのであります。特定多目的ダム特別会計の受益者負担が、従来なかつたものが、今回、法律の制定に伴つて一部になつたという事実もよく承知してありますが、その間の、農業對多目的ダムのいわば不合理といひますか、多少言葉が悪いのですが、矛盾につきましては、農林省といたしましては、この問題は、大蔵省ともいろいろ今後交渉をいたしたければ、私どもとしましてはお答えいたしかねる問題であると思つております。

なお、農林省側の立場は、従前から、県営並びに土地改良事業一般につきまして、かような方針をとつておりまして、いわば特定した受益者の負担、つまり土地改良法によるところの地元の申請によつてかような方法を

とつておるのでございまして、その点、建設省側の方法とは若干異にしておるというふうな考へを持っております。○野澤勝君 そこが非常に重大な点な

うなつてくると、農民の犠牲のしわ寄せというものが多くなるのだ。私は、こういうことを抽象的に蒸し返そうといたしません。これはやっぱり、独占資本の政策を遂行するために、農村へのしわ寄せをだんだんとやつてきてゐるんですから、それは一つの現われです。實際問題として、農村は全くやつていけないことになるんですよ。

そこで、道前道後の問題なども、實際に灌漑の必要のある場所は、ダム施設をしてもらふということに對しては賛成、ただ負担の重いということは反対。それから、實際に何ら恩恵のない、必要のないところまで負担を負わせるというふうな動きがあるので、農民が憤激しておるわけなんです、農林省が、こ

ういふような点について、一つ建設部長さんは具体的な調査をされて、愛媛県の農民の目下問題になつておる農業開発について、至急納得のできるような措置を私は講じてもらいたいと思ふのです。特に、今お話しになつたような数字的負担の割合等々に對しましては、農民には十分徹底しておらぬようでした。こ

ういふような点は、さうくばらんによく徹底させることが必要だと思ひますので、この際、私は当局の意見を聞いて、さらにまた、愛媛県の農民に對し、負担そのものゝ理解につとめ、納得の措置をとられるよう希望し、その結果の答えを願ひたいと存じます。御所見を承りたいた。

○説明員（清野保君） 農業負担の問題につきましても、農林省当局が地元に対する啓蒙宣伝がもし不十分だとするならば、お話の通り、徹底的な内容の了

解を得るよう十分努力をいたしたいと思ひます。

なお、農民負担の軽減等についての御意見につきましては、愛媛県当局側と十分協議いたしまして、ただいま申し上げました問題の周知徹底並びにその措置につきましては、十分検討をいたしたいと思ひます。

○小笠原三男君 ちよっと、法規課長にお尋ねしますが、さっきの私の例としてあげたのは補助事業の場合でしたがね、直轄であるもの等が起つてくる場合には、やはりこの多目的ダムの特別会計でやる場合もあり得るのですか、道路や何かの場合。例示されておるのにはないのですか。……

○政府委員(小笠原孝次君) 先ほどのには、河川局の次長からお話がありまして、たまたま、国の補助事業の場合でございまして、国の補助の対象とならないような、たとえば市町村道とかそういうものでも、ダムの建設に関連して生じてくる場合があると思ひます。たとえば、まあ従来あった既存の道路をつぶしてしまふ、そうすると、それは補償道路として、これは道路というよりは多目的ダムの方の補償費として出ます。それによつて建設するわけですが、その際、市町村としては、非常に従来の道路が、何と申しますか、幅が狭い。この際あわせて拡張するということが、拡張するというのが最も適当な措置であるといったような場合におきまして、その拡張する分は、これは市町村が自己財源でまかなうべき部分でございまして、その部分だけ切り離して工事をするというわけには参りません。また不合理でございまして、で、そういう場合には、補償費に相当

する部分、まあ補償費に相当する、すなわち従来の既存の道路の身がわりになる部分と、あわせて、拡張の工事をするためにその拡張部分に相当する分を特別会計に納付していただきまして、そうしてその拡張工事も含めた復旧工事といふものか、そういうものを行つて、こういう場合が出て参るかと思ひます。

○小笠原三男君 これは方針としては大いに利用して、こうという考え方で、まあ、こういう建前を。それともまた、もう限られた、必要やむを得ないものにだけこの種の措置をとつて、こうとするのですか。

○政府委員(小笠原孝次君) こういう受託工事の実態そのものにつきましては、すでに建設省のこれは一般的ルールでございまして、建設省の設置法にもございまして、外部からの委託を受けて行つて工事というものにつきましまして、本来建設省がプロパーで行うところの工事そのものに伴ひまして必要なもの、あるいはその工事と非常に密接な関連があるものと、こういうような制限がついて、そういうものだけに限つて行い得ると、こういうことになっておりますので、まあその範囲内におきまして、実情に即して運用していく、こういうふうになるかと思ひております。

○理事(山本米治君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○理事(山本米治君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○理事(山本米治君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。特定多目的ダム建設工事特別会計法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

○理事(山本米治君) 全会一致でございします。よつて本案は、全会一致をもちて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(山本米治君) 御異議ないと認めます。

○理事(山本米治君) 御異議ないと認めます。

○理事(山本米治君) 次に、漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に関する法律案を議題といたし、先ほどの質疑を続行いたします。

○大矢正君 与党の先生方、だいたいを切らしてあるようですから、最後に一つだけ、政務次官に考え方の発表を願つて、私の質問は終わりたいと思ひますが、それは、政務次官も御存じのように、昭和三十三年度捕鯨船乗組員救済費補助金交付要綱という要綱に基いて、現在、保険に加入をしていない人々の拿捕に対して見舞金を支給して

給しているわけなんです。これと保険加入者との関係において、どうも矛盾があるわけでありまして。本来、この法律の提案理由である給与保険に一般会計から繰り入れをして損失を埋めるとか、そういうようなことをやらないで、政府がこれを負担するということについては反対をする何ものもないのですが、今申したような見舞金との関係においては、どう考えても矛盾があるわけなんです。たとえば、見舞金の金額は、もう保険金の金額を差引いて、その上ずみの部分だけ見舞金を出すというところは、せんじ詰めていけば、まあ幾らかの、もう受け取り金額に相違はありますけれども、何のために保険をかけたかという議論が出て参りますし、そういうことが将来保険会計を行き詰まらせる原因にも私にはなつて思ふので、この際政府としても、見舞金とそれから保険給付との関連については、十分考える必要があるのではないか。見舞金を出すなど言うのじゃない。見舞金はどうなんもつと値上げして出してもらわなきゃならぬのだが、それと保険金との関係において、やはり今のような算定の仕方、今のような算出の仕方には、私はどうも矛盾があるので、政府はできる限り早い機会にこういうものの矛盾を是正するために考慮すべきじゃないか、私はこう思ふのですが、その点、政務次官の御見解を承りたいと思ひます。

○政府委員(佐野廣君) この見舞金の問題は、一昨年度でしたか、私も、社会党の吉田法政先生なんかと一しよに、下関から長崎に至るまでの実情を調査をいたしまして、帰つてその報告に基いてこれをやつた記憶を今思い出した

のでありますが、仰せのように、この見舞金をなるべく増したいということでは、当時、私、下関その他において家族の方々と会いまして、その実情を聞きまして、同情に涙をした一人でございます。従ひまして、この金額を、一万円とかあるいは被保険者に対して一五五万円とかというふうなふうに決定いたしました際にも、実は私、今政府側で何だか押えておるような格好になつておるようによつておられますけれども、この増額につきましては、金額につきましましては、私も当時非常に努力した記憶があります。そうして、また被保険者と、保険に入つていらつしやる方といつたら、方々との問題につきましても、当時いろいろ議論をいたしたのであります。努力いたしたのでありますけれども、まあ諸般の情勢上こういうふうな落ちついたのであります。まあ、まあ、危険のある漁船のことでございますし、いろいろ政府の施策の上におきましても至らぬ点もあると思ひます。が、こういうことは、現段階におきまして一挙に解決できないことでもございまして、国際情勢のこういうふうな今日におきましては、できるだけ加入していただきたいということも当時私もお願いをいたしたのでございします。

経過はまあそういうふうでございしますが、しかし、大矢委員のおっしゃいますように、この見舞金の金額にいたしまして、また保険との関連におきましても、できるだけ今後政府におきましても考えます。と同時に、この漁船の方々におきまして、一つ十分御配慮を願ひまして、両々相待つて

一つ今後とも万全の措置を講ずるよう

いたしたい、かように考えまして、大矢委員の御趣旨につきましては十分今後配慮いたしたい、かように考えます。

○理事(山本米治君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○理事(山本米治君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○理事(山本米治君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から繰入金に関する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(山本米治君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましては、先例により、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(山本米治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○理事(山本米治君) 次に、接收資金

属等の処理に関する法律案を議題といたします。

昨日に引き続き質疑を行います。質疑のおありの方は、順次、御発言を願います。

○速記中止

○理事(山本米治君) 速記を始めて。

○島清君 御質問に入ります前に、ちよつと一言お断わりをしておきたいのでありますが、この法案は五年越しの法案でございますが、いろいろと各角度から各委員の質問があったと思っております。そこで、そういったようなわくづきでございまして、あるいは重複する点が多々あるかと思ひますけれども、そのことについては、あらかじめ御了承願ひたいと思ひます。こういうふうな思ひわけでありま

す。そこで、政府の提案の理由を承わつてみますと、という、接收したものは所有権が移動したのではない、従つて、その所有権者の方に所有権を返還しなければならぬ、こういうふうなうな、もつとも現行民法の思想に基いてるようでございますが、もしかりにそういふたような現行民法の思想に基いてこの案が立案されたといひますならば、何を好んでこの特別の立法が必要であるか、こういうことを理解するのには非常に苦しむわけでございます。それは何であるかといひますと、ただ単に所有権をもつもの所有権者に回復してやるんだといふことだけでありますならば、現行民事訴訟法で十分やれるはずでありますし、さらに、これが国家の意思によつて国家の占有にあるといふところの事例だけ

で、所有権者がこれを民事訴訟法等に訴えて所有権回復をしたいといふならば、いつでも返せるから、所有権回復の申し立てをすればよからうといふ公示をするだけで私は足りるのではないかと、こういうふうな思ひわけでありま

すが、その辺の考え方はどんなふうでございましょうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○政府委員(賀屋正雄君) お答え申し上げます。御質問の、民法の規定さえあれば十分であつて、特に特別法を作る必要はないではないかといふ御質問でございますが、この点につきましても、たびたび申し上げておるのでござい

ますが、接收資金は、連合国占領軍が管理中におきまして、インゴットだとか、一部の美術品を除きまして大部分のものを溶解混合したしたのでございまして、まあ私もこれらのも

を不特定物と呼んでおるのでござい

ますが、このように不特定物は数人の人の共有関係にあるわけでございます。そして、その分割の方法につきましても、民法の一般原則で処理いたそうといひますと、なかなか複雑な手續が必要であるといふわけでございます。と申しますのは、民法の原則で申し上げますと、このようなものはいわゆる混和の状態にあるのでございまして、それを分けるに当りましては、その物に対して所有権を主張する人々が全部集まりまして、どういふふうな分割するかといふ協議をいたし、その協議が成立したところによつて分割するわけでございますが、御承知のように、本件は相当の年数もたつておりまして、その間に所有権の移動といふこともありま

すし、関係者も非常に多数でござい

て、全国に散らばつておるといふような関係で、だれとだれとが一体協議すればいいのかといふような点もなかなかわからないわけでございます。まして、従つて、結局はその所有権を主張する人たちが、裁判所に対して訴えを起

す、そうして裁判所にしかるべき方法によつて分けてもらふ、こういうことにならざるを得ないと思ひますのでござい

ます。まあ、訴訟が提起されますと、裁判所はいやでもおつても何らかの結果を出さざるを得ないわけでございます。しかしながら、所有権といふのは絶対的な権利でございますので、一度

そういふた数人の人たちの申し出によつて分割の方法がきまつたといひまして、またあとからその物に対して所有権を主張するといふ人が出てこないとも限らないわけでございます。ま

す。そういう人がまた新しく名乗り出た場合には、結局また裁判のやり直しをする、また前に分割を受けた人に対して不当利得の返還請求をするといふような複雑な事態が生じてくる。問題はいつまでたつても片づかない。こ

うことで、ただいま御審議願ひしておりますやうな、一定期間にその物に対して所有権を主張する人方に対して、全部にその返還請求を出していただきまして、その請求の出そろつたところ

で、いろいろな証拠資料等を突き合せてまして審査をいたしまして、法律で定めた方法によつて処理をしてケリをつけよう、こういう趣旨でございます。

それともう一つ、民法の規定だけに

に、分割の裁判に當りまして共有者の一人々々の持分が判然としておらないといふ場合におきましては、民法の規定によりまして、各共有者の持分は相ひとしきものと推定すると、こ

ういふことになっております。接收されました貴金属等につきましては、品位等がはっきりしないもの等もござい

ますので、裁判所が正確な割合でこれを分けるということができない場合も

多いのでございまして、その場合には、この規定によりまして、国の持分も一つに勘定するし、それから、A、B、C、それぞれに対して所有権を主張するほかの数人の民間人があつたといひますれば、そのおのおのがまた

一という工合に、国は一つと見て、あとおのおの請求権者の持分と対等に分割する、こういうふうな結果にな

るわけでございます。

大体以上のような、手続的にもなかなかいつまでも片づかない、また裁判においても不合理な裁判が行われる結果になるという点からいたしまして、特にこの法律を作りました、一定の方法によりまして、民法の原則の規定に対する例外として、分割の方法を規定して、統一的に最終的な処理をしようといふことでございます。

なお、特にこの法律が必要なのわけをいたしましては、この民間に返還いたします部分につきましては、国が連合国占領軍から引き継ぎまして以来今日まで、それから返還をしまつてまいりまして、管理をいたしておりますに伴いまして、必要と認められる費用を償ふ意味におきまして、一割の納付金をとるというにいたしておりますが、これ

なども法律の規定が必要かと思われま
す。

それから第三番目の理由といたしま
して、戦時中政府にかかりまして、
金、銀、白金、ダイヤモンド等の回収
を担当いたしました交易管団あるいは
中央物資活用協会、そういったような
機関が回収をいたしまして、まだ国に
引き継がないうちに接収された貴金属
があるわけでございます。そういうもの
は、すでに国民の手を離れまして中
間の代理機関あるいは委託機関の手元
にあったものでございますが、実質的に
はもう国に所有権が移つておると見る
べきではなからうかと思つてござい
ます。ただ、形式的にはそういった国
以外の機関に所有権があるわけござ
いますので、これらを国に帰属させま
すためには、やはり法律の規定が必要
になつてくるわけでございます。

大体以上申しましたような点から、
特にこの法律を制定いたそうとするも
のでございませう。

○島清君 ただいまの政府委員の説明
では私は了解はできないのであります
けれども、議論にわたりまする部分
を省略するといふ意味において、今
の説明をそのまま聞き放しにいたしま
して、質問を進行するわけでありま
す。あなたたちは、これが非常に複雑
な扱いにくい性質を持つておるから、
こういったような特別な立法処置が必
要である、こうおっしゃいまするけれ
ども、自体これが無理でございまし
て、私は、接収をされた方々も、ほん
とうの気持は、これを返してもらおう
という考え方は毛頭ないと思つてす
ね。その毛頭なくて、接収されたのは
要するに没収されたのだというよう

考え方であきらめておる、こういう
人々に親切に返してやろう、こういう
ような親切な気持はわかりまするけれ
ども、しかしながら、これをあえて返
してやろうというところにこの問題の
複雑性があるのではありませんから、そ
の複雑であるがゆゑに立法的な処置が
必要であるということについては、私
たちはどうしても了解できません。

だが、お断わりを申し上げた通り、
私は議論になると思われ部分は省略
いたしますから、これは質問いたし
ませんけれども、あなたたちは執
拗に五年越しにこの立法を実現制定さ
せようといつたしまして、十九国会か
ですか、それから繰り返して繰り返根
気よくやつておられるわけですが、今
期国会における提案の理由の説明を承
つておりますと、すでにこの
貴金属処理法案が成立するものとの仮
定の上に立つて国庫への収入を見込ま
れておるようですが、これは毎回そう
いう工合に国庫に入る収入を見込まれ
て法案を提案されておるわけなんでご
ざいますか。今回だけでございま

○政府委員(賀屋正雄君) 従来におき
ましては、予算上歳入には計上いたし
ておらなかったのでございます。今回
初めてでございます。

○島清君 従来はそういうふうに見込
まれないう、今回に限って見込まれた
というその理由は、どこにあるのだと
思ふのです。

○政府委員(賀屋正雄君) これは予算
の編成の問題でございまして、私、責
任ある答弁はいたしかねるのでござ
います。昭和三十四年度の予算の編成
に当りまして、一般の財政需要をまか

ないますために必要な財源といたしま
してこれをあげたわけでございます。

○島清君 それは責任ある御答弁がで
きないのは、私は当りまえだと思つて
います。と申し上げますのは、五年越し
に毎回国会の方へ出されて、なおかつ
廃案になつておりますこの法律案が制
定されるというところは、よほど神なら
ぬ身では見通しがつけられないと思つ
たのです。一步を間違ひますと、こ
れは国会の審議権に影響を持つてく
る考え方だと思つておる。少くとも、審
議権を無視しなくとも、国会の審議権
を軽視しておるというそしりは私は免
れないと思つておる。ですから、これ
は大蔵大臣に質問をして、その政治的
見解をあとで確かめたいと思つてご
ざいますけれども、それは事務当局
といたしましては、こういったような
成立をしない法律を前提にして予算化
するということ、非常に私は国会の
審議の権威の建前からして誠に慎ん
でやらなければならぬと思つておる
のです。それは、逆に予算を伴いま
す、それに関係する法律案を準備す
るということであれば、わからないこ
ともありませんが、まだ海のものとも
山のものともつかない未定な法律を前
提として、これが成立するということ
の上に立つて予算化するということ
は、非常に不謹慎であると思つてお
る。ですから、まあこれは責任ある御
答弁はできないというのが当りまえだ
と思ふのです。

それでは、一つ方向を変えまして、
私が先ほどお尋ねを申し上げた中で、
接収をされた人々は接収という法律の
概念と、没収という法律の概念とは、
これはもう非常に違ふということでご

ざいますけれども、しかし、接収を
された諸君は、法律概念がどうであろ
うとも、とにかく没収されたんだ、こ
ういふふうな考えておると思つてい
ます。そこで、これももう仕方がない、
敗戦のしからしむるところであつてや
むを得ないことだと、私はあきらめて
おると思つておる。それを、ことさら
にこういふような複雑の問題を、そ
うしてあきらめておる人々、敗戦のし
からしむるところであるからやむを得
ないことだといふてあきらめておる諸
君に、この複雑な問題を投げかけると
いうことは、何といひましょうか、こ
の敗戦の傷跡といひましようか、それ
をはじくる格好になりまして、私は必
ずしも、国民思想の面からいひまし
ても、付たまた財産上の立場からいひ
しても、政府が御期待をされておるよ
うな結果を私は招来するものでは必ず
しもない、こういうふうな考えるわけ
であります。政府当局におきまして
は、こういったような敗戦の傷口にこ
とさらに触れて、そうして痛みを感じ
させるといふようなわれわれのこの考
え方について、思いをいたして考慮を
されたことがあるかどうか、この点を
御説明をいたしたいと思ひます。

○政府委員(佐野廣君) 私、ちょっと
中座いたしておりました。恐縮でござ
いました。今のようなお話は、しばしば
これまでの議論のうちにでも出てお
りましたが、しかし、認められてお
る所有権につきましては、できるだけこ
れを保護するといふ考え方もまた大切
なことじゃないかと思ひます。今のお
話のように、当時接収された人々はあ
るいはそういう気持の方もあつたか
と思ひます。しかし、これは権利を保護

するといふ建前に立ちまして、理屈の
つきますものは、戦争中に犠牲を払
れた方々にはあるいは納得のいかない
点もあるかと思ひますけれども、権利
を保護するといふ建前に立つて、でき
るだけこれを救済するといふことを年
来考えてきた、こういう次第でござ
います。

○島清君 先ほどから、その親心とい
ひましようか、その考えておられる
ことはわからないわけでもないんです
が、ですから、そういうことは特別の
立法を必要としないで、民法で定めて
おります諸手続によつて可能ではない
か、こういう私の質問に対して、いろ
いろと三つばかりの条件をあげられ
て、それは可能性が乏しい、こういう
御答弁でございますけれども、私は、
いかに問題が複雑であらうとも、一応
今の民法の諸規定によつてそれが必ず
しも不可能ではないといふことである
といたしますならば、それはやはり裁
判上の問題としてやるべきであると思
つておりました、根本的な思想といた
しましては、現にありますが法律をも
つてやり得るという少しでも可能性が
あるといたしますならば、岸内閣はい
つでも、岸さんは順法精神といふこと
を言つておられますから、現行法に
基いてそれが処理されるという建前を
まずとらなければならぬと思つてい
ます。そうして、やつてみてできない場
合には、これはまた特別な立法が必要
であるかもしれません。ですから、現
行法に基いてものを処理するといふこ
とを、所有権を明確ならしむるといふ
ことは、これは裁判の問題でありま
すから、私は、必ずしも裁判ということ
は、原告があつて、被告があつて、そ

するといふ建前に立ちまして、理屈の
つきますものは、戦争中に犠牲を払
れた方々にはあるいは納得のいかない
点もあるかと思ひますけれども、権利
を保護するといふ建前に立つて、でき
るだけこれを救済するといふことを年
来考えてきた、こういう次第でござ
います。

の争いの中に国家意思によって裁判が行われるというだけで司法権であるとは考えておられません。司法権というものは、現行法のもとにおいて国民の権利義務というものを規定し、保障し、そうして争いあるならばこれを明確に判定をするというのが、私は司法権である、こういうふうな広く解釈をいたしておりますので、この広い解釈がかりに政府当局において肯定をされるというならば、私はあえてこゝに特別な特別立法をするという事は、広い意味においては、むしろ司法権の侵害にまでなるのではないかと、こういう考え方を持っているのですが、これについてはどのようなお考えでございますか。

○政府委員(賀屋正雄君) 最初の御質問に対して御答弁申し上げましたように、民法の規定によりますれば、なかなか最終的な処理がつかない、裁判を何度も何度もやり直しをしなければならぬという点と、また、かりにその裁判をいたしますとつきまして、国のもし持ち分が判然としない場合には、国の持ち分も各民間人の持ち分もすべて同じ位置とみなされるという不合理な結果を生ずるという事を申し上げたのでございます。

幾ら日にちが経ちかっても、民法の原則によって訴訟を提起させる、その裁判の結果を待たばいいのじゃないかという御意見でございますが、まあ私も、戦争のあと始末というふうな意味からいたしまして、もうすでに接収されましたから十三年、あるいは日本政府に引き渡されたから七年という長い年月がたつております。これによって今後民法の一般の原則によって

訴訟の提起に待てという事は、民間人も非常に迷惑でありまして、国もその裁判に一切応ずるというふうなことも、時間、経費ともに浪費をするわけでございます。また、早くこの接収貴金属をおの所有のもとに返しまして、これを国家的に有用に活用するという必要もございまして、こゝに特別な特別法を制定いたしまして、これによってできるだけすみやかに最終的な処理をはかるというつもりで御提案申し上げたわけでございます。

○島清君 金属を日本の経済活動に活用した方がよろしいと、こういう御意見に對しましては同感でございます。その意味においては、あなたが本委員会において御説明されておられますが、二件の処理を報告しておられますが、この二件の処理と、さらに今度の立法との関係においては、私は矛盾するような気がするのです。なぜ、あのときは何も立法に待たずにできたのに、自余の部分についてはこゝに特別な立法をしなければならぬか。立法に待たなければその処理が絶対に不可能であるといふ事ならば、あの二件の処理もそれに待たなければならなかったはずなんです。あれがやれてこれがやれないという事は、非常に矛盾があるのです。その間の事情を、納得のいくように、一つ御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(賀屋正雄君) 二件の処理と仰せられますのは、昭和二十七年にわが国がIMFに加盟いたしました際、その出資に必要な金十五トンを処理したというのがその一つであらうと思うのでございますが、これは日本銀行の所有の金が接収されておつたものでございますが、まだこの法案が制定されまします前に処理いたしましたものでございます。しかも、その金は、あらゆる証拠資料等、あるいは政府の持つておられます記録等からいたしまして、明確に日本銀行の所有のものである、接収されたときと同じ形で残つておつたものでございまして、これはいわゆる特定物といたしまして、もとの所有者に返しまして、ほかの権利者に絶対に影響するおそれがないということを確認いたしましたので、その返還措置を講じたのでございます。

それから、第二の処理といたしまして、昨年四百三十六トンの銀塊を、これはすべて政府の所有しておつたものでございますが、処理いたしましたものでございますが、これは、時期といたしましては、接収貴金属の法案が、解散の関係がございまして、一時廃案になりまして、プランクの状態にある間に、ちょうど百円硬貨の製造をいたしたため、その百円硬貨の製造をいたしまして、その百円硬貨を造るといふ国家的な別の要請に基づきまして処理したわけでございます。しかも、この銀は、当時非常に綿密な調査をいたしまして、いろいろな資料等を持ち寄りまして、かつ、同時に、会計検査院、あるいは裁判所、弁護士、あるいは大学教授等の方々の立ち会いも願ひまして、明確にやはり政府に属する特定物であるという確信をいたした上で処理いたしましたのでございます。

そのように、この二つはつずれもはっきりと、所有権の存在につきまして、法律関係も技術関係もきわめて明確になつておるものでございます。しからば、そういったものはこの二つだけに限るかと申しますと、これはまたそうではないのでございまして、現在でも、これ以外、政府が保管しておられます接収貴金属の中にも、これ以外に特定物といたしたものとすれば、規定によって返還をいたさうとすれば、きまるものもあるわけでございます。しかしながら、せっかくこの法案を御審議いただいております際でございますので、できるだけこの法案の成立を待ちまして、法案の成立後におきまして、法の定める手続によって処理をするというのが、国会を尊重するゆゑんであらうという事で、たとえばそういうものがございまして、できるだけその処理は差し控えておるわけでございます。法律的に申しますと、そういうものがかりにありまして、民法の規定によって処理をしようとするればできないことはないわけでございます。

先ほど、銀を返還いたします場合に立ち会いをしていただきました方々のうち、裁判所と申しましたが、法制局、民事局等でございますが、そのほかには先ほど申しました会計検査院、それから東大の先生、弁護士、こういう方々のお立ち会いを願ひまして、資料を綿密に調査していただきまして、これははっきりと政府に所属する銀塊であるという事を確かめた上、返還措置を講じたのでございます。

○島清君 国会を尊重して、なるべく特別の立法措置を講じてから、所有権の確定をしていきたい。このことについて国会を尊重されているという事については、国会に名を連ねている者としては、まあ心地よい響きを与えるわけですが、しかし、前二者については便宜的な処置を講じておいて、どう

いう矛盾と不合理性を感じられ、こゝに立法処置を考へられたかもしませんが、二十七年の十五トンの金については、法案の提案前であつたからという処置をした。しかし、百円銀貨を製造するためには、法案の提案後ではあつたけれども、しかし、別のまた国家意思がそれを要請したからというのだという事は、一向に私は説明にならないと思ふのです。一応のあなたたちの立場からしますならば、説明をされたつもりであるかもしれませんが、この両者の間には非常に食い違いがあるのです。これは説明にはならないと思ふのです。便宜主義でいくならば、こゝでも便宜主義で、今御答弁があらましたように、現行法律でやればよろしいのであり、しかし、この便宜主義がどうもいけないというならば、この前二者についても合理的に一貫して説明ができるような形でなければならぬと思ふのです。この点についても、いづれまた大臣から説明を承りたいと思つておりますが、

残余の貴金属についてこゝにいう処置をするならば、政府の所有権が明確にされるという確信を持っておられまする種類が、どれくらいあるのかわかりませんが、あるいは白金につき、あるいはダイヤにつき、いろいろの貴金属については、分類別にその量はどのくらいあるのですか。

○政府委員(賀屋正雄君) 政府に返還される見込みの貴金属の分類別の数量は、別に資料としてお出しいたしておりますが、これはあくまでも見込みでございますが、…今の御質問は、政府に返る分だけですか。

残りの貴金属については、こゝにいう処置をするならば、政府の所有権が明確にされるという確信を持っておられまする種類が、どれくらいあるのかわかりませんが、あるいは白金につき、あるいはダイヤにつき、いろいろの貴金属については、分類別にその量はどのくらいあるのですか。

○政府委員(賀屋正雄君) 政府に返還される見込みの貴金属の分類別の数量は、別に資料としてお出しいたしておりますが、これはあくまでも見込みでございますが、…今の御質問は、政府に返る分だけですか。

○島清君 そうです。もし御理解を願つておられれば、もう一べん説明してもよろしいと思いますけれども、今このように処理をされてですね、十五トンも、それから百円銀貨を鑄造したのも、そういう処理をされたのです。これは明確に政府のものであるというその認定ができた。そして自余の部分ですね、残つております貴金屬についても、そういう処理の仕方をする、政府のものであるという確認できまる種類と分量がどれくらい残つておるかということなんです。

○政府委員(賀屋正雄君) そのお尋ねの点につきましては、資料を提出いたしておりますが、この点について簡単に申し上げますと……

○島清君 ちょっと待つて下さい。平林委員要求の資料というのと、大蔵省の出されたのと、二つあるのですが、どっちですか。

○政府委員(賀屋正雄君) 二月の十九日付の平林委員要求の一でございます。

○島清君 どうぞ。

○理事(山本米治君) 簡単に説明して下さい。

○政府委員(賀屋正雄君) この表にございまして、現在政府が保管いたしておられます接収貴金屬のうち、過去に処理いたしました金十五トン、銀四百三十六トンと同じように、確信をもって政府の分であるという認定のできますものは、一般会計に帰属見込みの銀約二百三十トン、これは価値で申し上げますと約二十四億になるわけでありまして、しかしながら、そのうちには、先ほどちょっと御説明申しました回収を担当いたしました機関であると

ころの中央物資活用協会に所有権が形式上ございまして、この法律によりまして國に帰属すると認められます部分百五十トンを含んでおります。それから貴金屬特別会計に帰属すると見込まれます金約二トン、金額にいたしまして約八億円でございまして、同じく銀が約一七トン、金額にいたしまして約二千万円でございまして、以上が政府の帰属になると見込まれます金、銀等でございます。あとは御参考までに民間に帰属いたします分と日銀に帰属いたします分を、あわせて掲げてござい

○島清君 ただいま民間に帰属見込みの銀は二十二トンで、価額にすると幾らぐらいになりますか。

○政府委員(賀屋正雄君) 約二億円でございまして、それから日本銀行売り戻し条件付金製品約〇・七トンとござい

○島清君 そうしますと、この法案の提案の理由といたしましては、ぎょうぎょうしく、これのすべてのものを含んでこの特別の立法を必要とするのだ、こういう説明であります。せんじ詰めて参りますと、民間に帰属見込みの銀二十二トン、金額にいたしまして二億円、まあこのもののために特別の立法を要請しているんだと、こういうふうに解釈できないこともないわけなんです。そのように解釈いたしま

言いが、物言いがついて参りました。うが、しかし、前二件についてはそのように処理をしておるのでありますから、そういう觀念とそういう方法を

もっていたしますならば、必ずしも一般会計に帰属見込みの銀二百三十トンは処理できないわけでもないし、その他日本銀行に帰属する見込みのものだつてできるわけですから、帰属するところは、民間に帰属見込みの銀の約二十二トン、こういうふうにはせんじ詰めて、私のように解釈できるものに対して、もっとそうではないという説明を聞かして下さい。

○政府委員(賀屋正雄君) ここに掲げました表は、国あるいは日本銀行、また民間関係の現段階におきまして特定されると思われるものを掲げたわけでございます。これ以外に不特定物もたくさんあるわけでございます。その不特定物もまた、今後の調査いかんによりまして、だんだん特定してくるものも出てくるわけでございます。まあ私も、一応ここにありますように、特定されるものがございますが、これを民法の規定によつて返そうと思

念を入れます。この法律の成立を待ちまして、法律に定める慎重な手続、たとえば貴金屬処理審議会に諮るといふような処置をとりまして、返還するのが適當であるというふうな考えまして、一日も早く法案の成立することを願つておるわけでございます。

また、かりに、ここにございまして、民間特定分二十二トン、それは法律を必要とせず民法で返してもいいんじゃないかという御議論にもなるかなと思ひますが、まあこういうふうな、特定しておるか、特定してないかということは、民間の人からい

すれば、偶然の事柄でありまして、Aという人の接収されたときと同じ形で政府が保管していただく。B、Cの人のそれは溶解して不特定の、形を変えてしまった、こういうようなことによりまして、ある人だけそのものが無条件で返る、ある人は複雑な裁判の手続を経なければならぬということでは、不合理である。また、この法律によつてそれは法律の通らない場合でございますが、この御審議を願つておる法律によつて処理するにいたしま

しても、ある人の分を先に返還いたしまして、一割というふうな納付金もとらずに返す、そうして残りの不特定物につきましては一割をとるといふようなことも、非常に均衡を失ふことに相なりますので、こういうふうな二十二トン、はつきり、ただいまの段階で政府が見たところで、民間に帰属する見込みの銀も、できるだけこの法律の成立を待ちまして、他の不特定物と一緒に処理をして、同じ割合で納付金を払つていただいた上返還する、こうするのが適當ではないかというふうな

○島清君 ですから、今の説明はわからないわけでもないんですが、結局、常非に大げさで、すべての政府が保管をしております総量の貴金屬に対して、この法律が制定をされなければ処理ができないような説明の仕方なんです。私がお聞きをしておりますことは、二十七年以来二回にわたつて、非常な慎重な態度で政府の所有権を確定をされて、その貴金屬を日本の経済活動のために活用をされておるの

で、そしてそういうことがどこからも非難が出ていないんでしよう。非難が

出ていないといひますならば、その前者の例にならつて、この残余の部分についてもできるはずだ。それで、新たな議論を展開をさせて、非常に不特定のものであるから、それはなるべく特別の立法を待つてやつた方がよろしいとおっしゃるならば、百歩を譲つてあなたの議論に傾聴するにいたしましても、民間のこのわずかに二十二トンの二億円の部分でしかないじゃないか、私はそういうことを申し上げておるわけなんです。

○政府委員(賀屋正雄君) ここに掲げております分は、まあ特定分でございます。この部分に關します限りは、法律的な問題といたしましては、特に立法が必要ではないということが言えるのでございまして、ここに掲げております分を全部合計いたしまして、二百八十七億円でございまして、まだこれ以外に不特定分といたしまして政府が保管しております分が三百八十七億という数量に上るのでございまして、民間帰属の見込み分はここには二億特定すると申し上げておりますが、これ以外に民間の分といたしまして四十億程度のものがあるわけでございます。先ほど申しましたように、二億だけ早く返して、あとのものをいつまでも処理をしないでおくというこ

とは不合理である、また政府のものだけを処理して、民間の明白な分の二億を返さないといふことは、これも政府の分だけ処理するといふことは穩當を欠く、こういうふうな考えるわけでございます。従ひまして、こういったものも含めまして、全部を一括して接収貴金屬等の処理に關する法律によつて

定とするものはこれだけと、この二つの資料によってごらんいただきたいと存じます。

○島清君　それで、今説明して下さい。私が御質問を申し上げた点について、この資料に基いて私のお聞きいたしましたこと……。

○説明員（池中弘君） お答えいたします。現在保管しておりますものの総額は、接収貴金属等返還見込調の左の欄にあります合計欄であります。金額にしますと六百七十四億円で、金が百二

トン余り、それから銀が千七百三トン余り、白金が一トン余り、白金族二キロ、それからダイヤモンドが十六万一千カラット、その他三億円、こういうことになっておるわけでございます。

このうち、金百二トンのうち、國のものは合計はどうなるかという御質問だと思いますが、日本銀行と民間の分を差し引きますというと、百二トンのうち國の分は二十四トン何かにしになる

わけでございます。それから、このうち現在の段階で特定すると見込まれるものは幾らかと申しますというと、二トンでございます。全体が百二トンのうち国の分が二十四トン、そのうち国

のものとして特定するであらうと現在の段階で見込んでおりますのが二トンであります。銀につきましては、全体で千七百三トンのうち、日本銀行と民間の分を差し引きますと、千四百二十三

トンであります。そのうち圏の方で特定すると見込まれますのが二百三十二トンでありますので、差し引きしますと、現在の段階で不特定と見込まれるのが千百九十一トンということになり

ます。それから、白金は一トシ六キログラムでありますが、民間の百三十四

り返してくだいようでありまするがもう一ぺん御説明を願いたいと思います。

○政府委員（賀屋正雄君） 特定物がこ

○政府委員(賀屋正雄君) 特定物がここにありますが、通じ二百八十七億で、全体の四〇％程度のものでございます。そして、あと是不特定物でございます。その数字的な現状はおわかりいただきたい。

と思うのですが、かりに、この特定物だけを処理いたしますという場合におきましても、政府の分だけを処理するというわけにはいかないと思っています。政府の特定物を処理いたします。

すれば、民間の分も当然処理しなければならぬ。その場合におきまして、民間の人たちが、たまたま特定したもののだけ先に返してもらおうという不合理があるということも、先ほど申したの

でございます。また、特定物だけを処理して、あと不特定物をいつまでも放置しておくわけにもいかなないのでございまして、御質問によりますと、その必要が起るときまではおつておいたら

いいじゃないか、こういうことでござ
います、現に、民間人の方からは返
還の要求も出ておりますし、また訴訟
も提起されておるといふような状況で
ございまして、私どもは特定物だけを

切り離して処理するという考えは持つておらないのでございます。いわずや、また、政府の特定物だけを先に処理するということは、行政措置といったしましても不合理であるというふうに考へておるわけではございません。

○**尾清君** その返還要求の要請であるとか、あるいは裁判上の訴訟であるということは、いつごろから、どういふ人によってなされているのですか。

○説明員(池中弘君) お答えいたしました。す。返還要求がいつころかなされて

いるかという点でございますが、民間からは、いろいろ書面であるいは口頭でもって、来ておるのがございま

それから、訴訟は、いつ、どうい
う人から訴訟が起きているかという問題
でございしますが、昭和三十一年の十月
です。

二日に東京地方裁判所に提起されてお
りまして、現在も手続中でございます
が、個人で銀塊や銀製品を接収されな
る人から、所有権に基いて返還の請求が
東京地方裁判所に出されております。

○島濱君 訴訟はわかりましたが、返してもらいたいという要請は、文書によつていつごろですか。

○説明員（池中弘君） 二十九年八月十日から記録がずっとあります。国

会にもその資料を提出してあります。
 ○島清君　その要請者はだれですか。
 ○説明員（池中弘君）　いろいろござい
 ますが、二十九年八月十一日京都市の
 佐野修二郎という方、三十一年三月八

日本大阪庄機株式会社、三十一年三月二十日には鎌倉の保坂潤治、三十一年三月二十五日旧交易當舖出資者四十九名、三十一年四月十六日渡江叶、三十一年五月十日写真感光材料工業賞金屈

地金協會、三十一年六月十日諸橋茂七郎、三十一年十一月二十六日小塩堅二、三十一年十二月三十日愛知起業株式会社、三十二年三月十日太田清二郎、三十二年三月二十七日小田平吉、

三十二年四月四日芝橋きぬ、三十二年四月九日渋谷川、このときの資料はこれだけでございますが、そのあとにおさましていろいろな参っております。ただ、その内容はまちまちでございます。

また、返してほしいというのもあり
ますし、**接収費金属等の処理**に関する

法律案の帰趨について心配して、どうなっているか、そういう内容のものもございいます。

○島清君 これは、今御説明にありました通り、政府当局がこの法案を提案した以後にすべてのものがなされているですね。私が先ほど申し上げたように、接収といおうと何といおうと、やっぱり取られた連中は没収されたとは半ばあきらめておったものが、こういったような法案を政府当局が出してきたので、それは取れるものなら一つ取らなければ損だということで、訴訟になり、あるいは要請になって現われてきておるといふ判定をしても、私は誤まりじゃないと思うのです。接収された諸君が、自分のものであるから当然に返してもらわなければならぬというこの確信に立っておったとするならば、私は、この法案が出る前に、取られた当時から返してくれと言わなければならぬ問題だと思ふのです。ですから、先ほど申し上げたように、日本は敗戦したことを終戦と偽わって国民を欺瞞しましたけれども、とにかく敗戦に基いて没収されたのだと、こういうふうにあきらめておった連中に、さあ、お前たちのものを返してやるんだということは、むしろ敗戦処理に今もって未処理の問題がたくさんありますときに、非常に不均衡といえますか、そういうものを返して、かえって国民層からいっても悪い影響を及ぼすのじゃないか、こういうことを申し上げている。そこで、そうじゃないんだというような考え方であるならば、では、百歩を譲って、それはごく狭い範囲において限られるべき問題ではないかという、今度は議論をほか

の方面からしておるわけなんです。

先ほどるる申し上げております通り、前二者においては、二件は慎重な態度でそういうふうな処理されたんだからして、その処理を、その残る部分において、そういう特別の立法をすべきじゃないか、あなたたちの議論に百歩を譲って、私はそういう議論をしたわけなんです。そうすると、これからからは必ず訴訟要請になって現われてきておるといふことは、私が心配をしておったことが、要するに法律の提案がなされたので、接収された連中が取らなざるを得ないという、要請になり訴訟になって現われてきたということ、これはもう明確に証明している。それは認識の誤まりでしようかな。誤まりだとするならば訂正をしていただいて、御説明をお願いしたいと思うのですが。

○政府委員(賀屋正雄君) まあこれは接収された人の心理の推測でございまして、どうとも言えるわけではございませんが、仰せのごとく、接収された当座は、もうほとんど返ってこないものと思つてあきらめておった人も多いだろうというところは、容易に想像できるのでございまして。しかしながら、私どもの考えは、ところが、実際は没収をせずに、占領軍がもとの所有権者に返す計画を立ててもよいという意味の覚書をつけて、一括して政府に渡しました以上は、これはもとの所有権者に返すべきものであるという政府の憲法の所有権を尊重する思想から、そういう決心をいたしましたのでございまして、陳情がおそくまで、法案を出すまではなかったではないかということでございますが、まあ接収されました以後、占領軍が管理いたしましたのが

日本政府に引き継がれたというような事実が、一般国民に徹底しておらなかったというような関係もあったのではないかと思つてございまして、まあ私もはむしろその接収された人の心理にいかんにかかわらず、むしろ返還されました以上は、現行憲法の所有権を尊重いたしまして、所有権者のもとにこれを返すべきであるという思想に基きまして、この法案を立案いたしましたわけでございます。

○島清君 それでは、まあ方向を変えてお聞きをしますが、かりにこの法案が成立をしたと仮定をいたしました。いろいろな学識経験者によつて審議会を作られるというて、その処理がなされる場合に、大体何年くらいかかって全部が完了する予定なのでございまして。それともまた、いろいろとその分類にもは処理されていきましようが、ダイヤヤなんというものはなかなか私はむずかしいと思つたのですが、ダイヤヤの価値にいたしまして、これは非常に特定のものであるということの判定は非常に困難だと思つたのです。さらにまた、価値についてもそれは言い得るわけなんです。たとえば、一カラットであるといつて一カラットのもの、ほんとうにそれと同一のものを、接収されたものと同一の品質をもつた一カラットのダイヤであったといたしまして、あるいは親の譲りであるとかというようなダイヤ、あるいはまた旅のみやげに持つて帰つてもらつたというようなダイヤとは、その値打において違うと思つたのです。貴金属というものは大体そういうものなんでしょう。ですから、ダイヤなどを特

定せしめるということは非常な困難性があると思つたのです。困難性があるものはあと回しになると思つたのですが、一番やりやすいものは金であるとか、銀であるとか、そういうものが一番やりやすいと思つたのですが、その一番やりやすいものに手をつけて、それが一応の完了の段階に来るまでに、何年くらいかかり、さらに全部の貴金属の処理が完了するまでには何年くらいかかる予定でございまして。

○政府委員(賀屋正雄君) 大体特定いたしておりまして、処理のしやすいものを処理し終りますのに大体二年、残りの不特定物を処理いたしますのに二年、通計いたしまして四年程度の見込みでございますが、まあこれも努力次第によつては、できるだけすみやかに処理をいたしたいと思つております。

○島清君 一番処理のしやすいものは何であるというお考えでございまして。

○政府委員(賀屋正雄君) 金銀等の特定物は、割合簡単に処理できるのではないかと考えております。

○島清君 その金銀が処理が完了するのが大体二年くらい。そしてこれの用途は、何かお考えでございまして。

○政府委員(賀屋正雄君) これは一応貴金属特別会計の所屬にいたしておるわけでございますが、まあ金は別段、これを民間に払い下げるとか何とかいうようなことは起らぬと思つたのでございまして。いわゆる正貨準備といたしましては、日本銀行が持つておる金が大分でございますが、政府におきましては、金はできるだけ手元に残しておくのが至当であらうというふうな考えでございまして。まあ銀は、こ

れは御承知のように、通貨といたしまして百円硬貨は銀貨にいたしておるのでございます。その方の用途に充てることにならうかと考えます。そのほか白金、ダイヤモンド等がございまして、白金等は工業用に使われるわけでございます。場合によつて、御要求があれば、民間に売却処分するというようなことも考えられるわけでございます。またダイヤモンドも、場合によつて民間に払い下げまして、その売却代金をそのときどきの国家の財政需要に充てるということが考えられるのでございますが、まあこういつたダイヤモンド等の処分につきましては、一挙に払い下げるといふようなことをいたしまして、時価に大きな変動を来たすというふうなことは好ましいことではございませぬので、まあ慎重に扱いたたい。また、その売り出す場合に、国内で売るか、あるいは外国で売るかというふうなことも、今後慎重に検討していきたいと思つたのですが、まだ判然と、どういふふうな幾ら、どういふ時期において、どういふ方法によつて処分するかという点につきましては、きまつた考え方を持つておりません。大体以上申し上げたようにならうとした考えでございまして。

○島清君 銀の用途については、百円硬貨が流通をしておるので、その流通貨幣として役に立てたいというお考えだといふことは、御説明の通りでございます。ヨロツパの自由主義の経済機構が確立されましたので、それに伴ひまして通貨の自由という問題が登場したわけでありまして、これはやはり通貨の自由制ということになりますとい

うと、回復されて参りますという、やはり今のような不換制ではなくして、いつでもこういったような金や銀にかえらるるという本位制に私は返らなければならぬと思うのです。そこで、この法案と関連をいたしまして、今この法律が成立をして、そして政府の所有権が確定されるといたしますと、何かそういったような金本位制であるとかという問題と結びつけて考えておられるかどうか。もしそういったものを考えられると、こういったような立法を急いでおられるというならば、こういったような事情について御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(賀屋正雄君) 将来のわが国の通貨制度をどうするかという問題は、なかなかむずかしい問題でございまして、これは御承知のように、わが国におきましては、通貨の大部分を占めますものは日本銀行の銀行券でございまして、そこで、日本銀行の銀行券制度はどうなるかという問題でございまして、これにつきましては、中央銀行のあり方等とも関連をいたしまして、政府におきましても研究をいたしておりましたが、それは別に中央銀行制度をどうするかという見地からの検討でございまして、私どもも、ただいま出しております法案とは直接関係を持たない、また持たしてはおりません問題でございまして。

○島清君 何か、この法案が成立いたしますという、公易営団ですかの方に、何がしかの金を支払わなければならぬのですか、というようなことの規定があったように記憶をするのですが、それは、公易営団というのは今は解散をしておるはずだと私は思うのです

が、なぜそれに何がしかの金を支払わなければならぬかということについて、御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(賀屋正雄君) 先ほども申し上げましたように、公易営団は戦時中回収を政府の委託を受けて担当した機関でございまして、これが政府にかりまして回収いたしましたに際しましては、供出者に対してはその代金を支払っておるわけでございまして、ところが、その回収をいたしまして、国家目的に使用果す前に接収をされました、今度法律が通りますれば、実質的な所有権者である国の帰属になるわけでございまして、そこで、ただそれを取り上げればなしでいいかと申しますと、公易営団は、供出者から回収いたします際に、その当時の代金を支払っておるわけでございまして、その費用はこれは当然公易営団に返還すべき筋合いのものでございまして、それを交付金という形で返還いたすために、この二十一条の規定を設けたのでございまして、これによって返還いたす金額は大体四億程度と見込んでおります。

公易営団は、御承知のように、閉鎖機関に指定されておりました、いわゆる特殊清算という、民法の一般の清算の例外といたしまして、特殊な方式によって清算を進行中とございまして、大体この関係を除きました債権債務の整理が済みまして、もうあとは、法案が通りまして、ただいま申し上げました四億ばかりの交付金が支払われるのを待っておりますという状況でございまして、これが返って参りますと、なお残っております債務の弁済に充てまして、最終的なケリをつけて清算終了という

ことになるかと思うのでございまして。

○島清君 あとで公易営団の経理内容を資料にして出したいと思っております。出たければ要りません。出たければ御提出をいただきたいと思っております。この四億というのはどこから計算された四億でございまして、その計算の基準ですね、それをお知らせいただきたいと思います。

○説明員(池田中弘君) 計算の基準でございまして、法案の二十一条によりまして、公易営団等が取得した価格、それから手数料、それから加工費というものを交付金として交付するというようにこの法律案はなっておりますわけでございまして、その基準は政令で定めるといたしまして、われわれといたしましては、一応の検討はいたしておりますけれども、まだ最終的な段階には至っておりません。一応の検討はいたしております。

回収に当りまして持っております各種資料、またわれわれが検討いたしました各種資料によりまして、その取得価格を幾らにしたらいいか、またその手数料を幾らにしたらいいか、それから加工賃を幾らにしたらいいか、ということ、戦時中に民間に支払ったその当時の時価によりまして検討し、それによって幾ら接収されたかという認定数量に単価をかけたもので交付金の額をきめる、こういうような段取りになっております。

大体、二十七年に、接収金属等の数量等の報告に関する法律という法律を通しまして、大体の状況は把握してあるわけでございまして、最終的に、それではこれらの回収機関等が、幾ら、どのような貴金属を接収されたかというところは法案が成立しました後、接収貴金属等処理審議会に諮りましてきまることがございまして、そのきまりました認定額にそれぞれの単価を乗じまして、総体の交付金の額を定める、こういう考えでおります。

○島清君 交易営団も、それから中央物資活用協会も、これは閉鎖機関になつておるわけですね。そして清算事務をやつておると思うのです。間違つたところと訂正して下さい。閉鎖されておるのでしょうか。それで、清算事務をとつておると思うのですが、この四億の中で、今この四億の入つてくるのを待っております状態だというふうに言われましたが、人件費に行くという部分がどれくらい、それからそうじゃなくして、純粋な収支決算の経理に回ると思われる部分が幾らくらいあるか、それをおわかりでしたら御説明いただきたいと思ひます。

○説明員(池田中弘君) 交易営団は閉鎖機関でございまして、中央物資活用協会は、民法によって設立されたところの公益法人でございまして、それから、人件費に幾ら回るかどうかというお話でございましたが、この二十一条に規定いたします交付金によって交付いたします金額は、接収貴金属等に該当する部分だけを交付金でまかなおうということにございまして、交易営団は貴金属の回収だけをやつたんではございまして、本来の業務は、鉄、それから繊維、その他戦時中におけるあらゆる物資の総合的な流通機構の中心になつておつたものでございまして、それを利用いたしまして、貴金属等の回収を交易営団に委託したわけでございまして、従つて、その経理の内容は、接収貴金属以外のものが大部分でございまして、そのうち交付金でまかなうというものは、そのうちの接収貴金属の勘定だけを交付金によって実費弁償する、こういう考え方でございまして。

○島清君 その中には、その交付いたします四億の金には、別に日本銀行の発行紙幣以外にはスタンプが押してないわけなんですね。ですから、この交易営団の清算機関の中に入つて参りますという、それはどこへ使おうともしないわけなんですね。表口の方は、今おっしゃった通りで、玄關から入つていきまして、それはお座敷でどういふうに消化され、どういふうに使われるかというところはわからないわけなんです。そこで、私は、ひっくり返つて、清算機関になつておるその交易営団の純粋な経理に行くと思はれる部

分と、それから人件費に回るであろうと思われる部分とが、どういう比率になつておるかということをお尋ねをしておるわけなのでございます。

ということは、意地悪くもう少し掘り下げて裏の方から申し上げますという、いろいろの物資をそれは交易営団は扱いましたけれども、しかしながら、この四億以外には、今こればかりに赤字があつたからといって、これを補てんをしてくれるところはないわけなんです。ですから、結局はどういう形であらうとも、今日交易営団の玄關を訪れるものは、この金以外にはないということなんです。ですから、この金がどういうふうな処理されていくであらうかということは、やっぱり国民の注目の的だと思つて、私もその通り注目しているわけです。場合によりまして、疑惑が起らないとも限らないのですが、ですから、そういう意味でお尋ねをしておるわけなんです。

○説明員(池中弘君) 御説の通り、まあ金に色はないわけでございますから、その交付金で交付いたします金額が、接取貴金屬勘定の補てんにだけ使われるか、それともほかの方に使われるかというところは、はっきりしないわけでございますが、現在、交易営団の清算の内容を見ておりますという、未払い債務が約十億円あるわけであり、これは先ほど申しましたように、回収貴金屬だけの問題じゃなくて、全体でございます。それで、交易営団の貸借対照表によりまして、接取商品勘定と申しますのは一億九千万円余りあるわけであり、で、四億円と申しますのは、交易営団も、中央物資活

用協会も、金銀運営会も、全部合せての話でございます。交易営団に限りますならば、一億七千万円接取勘定がございまして、この分が、交易営団は自分の金で国民に金を支払つたけれども、まだ国からもらつていない。従つて、この法律に基きまして、その分を弁償しようということでございまして、それがどういふ方面の債務弁償に充てられるかということは、この接取貴金屬の処理とはまあ直接関係ないわけ、私、現在のところ承知しておらないのでございます。

○島清君 交易営団の未払い債務というのが十億余りあるとおっしゃいますね。

○説明員(池中弘君) はい。

○島清君 大へんな巨額の額なんです、かりに、未払いもある半面、それから債権もあるはずですね。取り立てられる債権と、取り立て不能の債権とあるはずですね。その債権はどういふふうになっていきますか。

○説明員(池中弘君) 債権と債務と両方あるわけでございます。まあ現在のところ、取り立てられるものは取り立てておりまして、交易営団としましては、接取貴金屬等の処理がきまらないのでその清算の結了ができないという段階になつておるようでございます。○島清君 いや、まあそれはその通りのようですが、ですから、その取り立てられない債権ですね。それが幾らで、それから取り立て可能な債権額が幾らであるか、その十億のうちですね。それを御説明願いたいと思います。

○説明員(池中弘君) 十億円と申しますのは債務でございます。そうして、どれだけが取り立てられない——どの

債権が取り立てられないのかということについては、もう少し詳しく……私、貸借対照表は一応持つておりますけれども、その内容についてさらに検討いたしませんと、正確な回答ができないような次第でございます。

○島清君 それでは、先ほど私は、交易営団のこの交付金についてお話を伺います前に、資料の提出を要求したのでありますが、ついでに、その債権額のうち、取り立て可能のものと、絶対これは取れないのだという不能なもの、こういうような区別で御提示願いたいと思います。それから、なぜ取り立てが不能であるか、こういう理由をつけて、資料の御提出を願いたいと思います。

委員長、ちょっと速記をとめて。

○理事(山本米治君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(山本米治君) それじゃ、速記を始めて。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十三分散会